

大阪障がい者スポーツ指導者協議会会則

平成 3 年 4 月 1 日 制定
平成 11 年 3 月 28 日 全文改正
平成 11 年 4 月 1 日 施行
平成 16 年 4 月 1 日 一部改正
平成 21 年 4 月 1 日 一部改正
平成 22 年 4 月 1 日 一部改正
令和 2 年 4 月 1 日 全文改正

第1条 (名称)

この会は、大阪障がい者スポーツ指導者協議会(以下、「本会」という)と称し、事務局を大阪市東住吉区長居公園 1-32、大阪市長居障がい者スポーツセンター内に置く。

第2条 (目的)

本会は、障がい者のスポーツ振興と普及に寄与することを目的とする。

第3条 (事業)

- ① 障がい者のスポーツに関わる競技会、練習会または講習会等の開催協力等の事業
- ② 障がい者スポーツ指導員の養成、およびその資質向上のための講習会、研修会の開催、開催協力等の事業
- ③ 障がい者スポーツに関する調査、研究および広報活動等の事業
- ④ その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第4条 (会員)

本会は以下の会員で構成される。

- ① 協会登録の上級、中級または初級の指導員で、大阪府内に住所を有する者
- ② 協会登録の上級、中級または初級の指導員で、大阪府内に住所を有しないが、大阪府下を活動地として登録した者

第5条 (会費)

日本障がい者スポーツ協会への登録費に本会の会費が含まれるため別途、徴収しない。

第6条 (除名)

会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。ただし、総会において、議決前にその会員に対し弁明の機会を与えなければならない。

- ① 本会の規則に違反したとき
- ② 本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

第7条 (役員)

本会に下記の役員を置く。

- ① 会長 1名
 - ② 副会長 若干名
 - ③ 会計 1名
 - ④ 理事 若干名(事務局、広報、企画、研修担当含む)
 - ⑤ 監事 若干名
 - ⑥ 相談役
- 2 会長および副会長は、指導者資格を有する理事の中から、理事会において互選する。
 - 3 理事は、会員の中から会長が推薦し、総会において選任する。
 - 4 相談役は、理事会で選考し、会長が委嘱する。

第8条 (職務)

会長は、本会を代表し会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、会則の定めおよび理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- 4 理事は、総会の承認を得て、ブロック協議会の役員を兼ねることができる。
- 5 監事は、本会の会計を監査する。

第9条 (任期)

役員の仕事は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠または増員により選任された役員の仕事は、前任者または現任者の残任期間とする。

第10条 (解任)

役員が次の各号に該当する場合は、理事会の議決によりこれを解任することができる。ただし、理事会において、議決前にその役員に対し弁明の機会を与えなければならない。

- ① 心身の故障のため、職務の執行に支障があると認められた場合
- ② 職務上の義務違反、その他役員として相応しくない行為があった場合

第11条 (総会)

本会の総会は、通常総会と臨時総会とする。

第12条 (構成)

総会は、全ての会員をもって構成する。

第13条 (権能)

総会は、以下の事項について議決する。

- ① 会則の変更
- ② 解散

- ③ 事業計画及び収支予算並びにその変更
 - ④ 事業報告及び収支決算
 - ⑤ 役員を選任又は解任
 - ⑥ その他運営に関する重要事項
- 2 上記事項の内、軽微なもの又は緊急を要するものについては、理事会の議決を経て、会長が専決することができる。
 - 3 総会は、出席者会員数をもって定足数とする。
 - 4 総会の議事の可否については、出席者の過半数で決する。

第14条 (開催と招集)

- ① 通常総会は、年1回会長が招集し開催する。
- ② 臨時総会は、理事会において議決があったときに、会長が招集する。

第15条 (理事会)

理事会は、監事を除く理事をもって構成し、基本的な重要事項の検討、協議を行う。

第16条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第17条 (監査と報告)

監事は、会計年度終了後に会計監査を行い、総会に報告する。

第18条 (雑則)

本協議会会則施行に付随する細則は、理事会に諮り決定する。